

ビジネス研究科教育課程連携協議会規程

2019年 2月 6日制定

2019年 6月 5日改正

2023年11月 1日改正

第1条 専門職大学院設置基準第6条の2第1項に基づき、産業界等との連携により教育課程を編成し、これを円滑かつ効果的に実施するため、ビジネス研究科ビジネス専攻に教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。上記の趣旨は、ビジネス専攻のみならず、グローバル経営研究専攻を含むビジネス研究科全体に関連することであるため、協議会はビジネス研究科全般を対象とする。

第2条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) ビジネス研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する教員その他の職員
 - (2) ビジネス研究科ビジネス専攻及びグローバル経営研究専攻の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - (3) ビジネス研究科ビジネス専攻及びグローバル経営研究専攻の課程に係る地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって研究科長が必要と認めるもの
- 2 前項の協議会は、前項第1号から第3号までの委員をそれぞれ1名以上含むものとし、特段の事情がない限り、委員の過半数は、ビジネス研究科の教職員以外の者とする。
- 3 委員の委嘱は、ビジネス研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。
- 4 その他協議会で認められた者を陪席させることができる。

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、第2条第1項に定める委員から研究科長が指名する。

第5条 協議会は次の事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基

本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(3) その他、研究科の運営全般に関することで、特に産業界等からの知見に関する事項

第6条 この規程の改廃は、ビジネス専攻及びグローバル経営研究専攻会議の議を経て、ビジネス研究科教授会において決定する。

附 則

この規程は、2023年11月1日から施行する。